

入 札 説 明 書

平成 30 年度中間貯蔵施設予定地内で発生
する廃棄物等に係る調査検討業務

福島地方環境事務所

はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成 30 年 2 月 5 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

福島地方環境事務所長 土居 健太郎

3 業務概要

- (1) 件 名 平成 30 年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務
- (2) 履行場所 仕様書のとおり。
- (3) 履行内容 仕様書のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（木）まで。
- (5) 入札方法

本業務は、入札に併せて技術等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金 免除。
- (7) 契約保証金 免除

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、「A」又は「B」等級に格付されている者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、参加表明様式の入札参加表明書等を7(1)の提出期限までに提出した上で、別添1の提案書作成・審査要領に基づき、別記様式の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、8(1)の提出期限までに提出しなければならない。また開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 担当部局

〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階

福島地方環境事務所 経理課

TEL : 024-573-7386 FAX : 024-573-0217

※ 入札説明書又は設計図書が修正された場合は、修正後の資料を福島地方環境事務所ホームページに掲載するものとする。なお、修正されたことについての連絡を希望する者は、上記の担当部局宛てに、FAXにより連絡先(商号又は名称、担当者氏名、FAX番号及びアドレス)を提出すること。

7 入札参加表明及び入札説明書等に対する質問の受付

(1) 本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、参加表明様式の入札参加表明書及び資格審査結果通知書の写しを提出すること。また、この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書(入札心得に定める様式6)を提出すること。

ア 提出期限 平成30年2月13日(火)12時まで
受付時間は、平日の9時から17時まで
(持参の場合は12時から13時を除く。以下同じ。)

イ 提出場所 6に示す担当部局

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残るものに限る。)すること。
なお、FAX又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数 1部

(2) (1)の質問に対する回答は、平成30年2月22日(木)以降に、下記の福島地方環境事

務所ホームページにて掲載する。

福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>

<http://fukushima.env.go.jp/procure/index.html>

8 競争参加資格の確認等

(1) 提出期限 平成 30 年 2 月 28 日 (水) 12 時まで

(2) 提出場所 6 に示す担当部局

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送。電子入札方式による入札参加者は、下記提出物を持参又は郵送する他に、別記様式「提案書の申請について」のみを、電子調達システム (GEPS) により提出するものとする。なお、FAX 又は電子メールによるものは受け付けない。

イ 提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(4) 提出部数 提案書 15 部 (正 2 部、副 13 部)

なお、提出する提案書 15 部のうち、副 13 部については提案者が特定できないよう、提案者の社名、印影等を黒く塗りつぶす等の措置を講ずること。

(5) 提案書は、別添 1 の提案書作成・審査要領に基づき、別記様式に従い作成すること。

(6) 提案書の説明会及びヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) 提案書に対する審査及び評価は、福島地方環境事務所に設置する提案書審査委員会において行う。

(8) 審査の結果、以下に該当する場合は、競争参加資格を有する者として認めない。

ア 提案書の提出がない場合、必要書類が不足している場合等判断ができない場合。

イ 他の入札参加者と本業務について、相談等を行い作成されたと認められる場合等の提案書の記載内容が適正でない場合。

(9) 提出された提案書は、別添 2 の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、平成 30 年 3 月 20 日 (火) までに通知する。また、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付けて通知する。

(10) 提案書に記載された内容については、業務完了時に履行状況の検査を行うものとする。

(11) その他

ア 提案書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された提案書は、返却しない。

エ 提出期限以降における提案書の差し替え並びに再提出は認めない。ただし、配置予定管理技術者に関して、真にやむを得ないものとして承認した場合においては、この限りではない。

オ 提案書に関する問い合わせ先は、6 に示す担当部局に同じ。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 平成30年3月20日（火）12時まで

イ 提出場所 6に示す担当部局

ウ 提出方法 持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

エ 提出部数 1部

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、平成30年3月22日（木）17時までに説明を求めた者に対し回答する。

10 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、別添1の提案書の作成・審査要領による。

ア 提案書の内容に応じ、別添2の評価基準表に基づき提案評価点（小数点第3位以下切り捨てとする。）を与える。

イ 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限範囲内で入札した者のうち、別添1の提案書の作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」により、価格点（小数点第3位以下切り捨てとする。）を算出する。

ウ 得られる提案評価点と価格点の合計である総合評価点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 履行の確認

提案書に記載された内容については、業務完了時に履行状況の検査を行うものとする。

11 入札及び開札の日時及び場所等

日時：平成30年3月23日（金）13時30分

場所：福島県福島市栄町11-25 AXCビル5階

福島地方環境事務所 入札室

12 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、上記11の日時までに、原則として電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。また、電子入札方式の参加に関する承諾願（入札心得に定める様式2）を8(1)に示す提出期限までに提出すること（持参または郵送。）。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の参加に関する承諾願（入札心得に定める様式3）を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。提出期限は8(1)に示す期限とする（持参または郵送。）。

(2) 紙入札方式により入札書を提出する場合は、上記11の日時及び場所に、持参によること

とする。

- (3) 紙入札方式により入札書を提出する場合、入札書は入札心得に定める様式1にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（「支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 殿」と記載）及び「平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務」、「平成30年3月23日（金）13時30分開札」を記載して提出すること。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札参加者は、入札書の提出をもって誓約事項（入札心得の別紙）に誓約したものとする。
- (6) 入札の辞退を行う場合は、電話及びFAXで入札の辞退を申し込むとともに、すみやかに書面又は電子調達システム（GEPS）により入札辞退届（押印済の入札辞退届（入札心得に定める様式5））を提出すること。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 開札をした場合において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札に移行する。再度入札については、電子調達システム（GEPS）による入札、紙入札方式による入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。電子入札方式の場合、状況にも応じるが開札時間から数分後には発注者から再入札通知書を発行するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (9) 入札参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取りやめることがある。
- (10) 紙入札方式により入札書を提出する場合において、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで代理委任状（入札心得に定める様式4-1及び4-2）を提出しなければならない。
- (11) 紙入札方式により入札書を提出する場合において、入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

1.3 開札（紙入札方式により入札書を提出する場合）

- (1) 開札は、入札を行う者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 入札を行う者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (3) 開札時刻後は開札場に入場することはできない。
- (4) 入札を行った者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

1.4 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、提案書に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1.5 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

ア 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で10により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

イ アにおいて、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。詳細は発注者から指示する。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

1.6 低入札価格調査の実施

入札の結果、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない価格で応札した者に対しては、開札の後、速やかに予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

(1) 資料の提出について

ア 提出期限 平成30年3月30日（金）17時まで

イ 提出場所 6.に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。)

エ 提出部数 5部

オ 調査表 担当者より別途指示する。

なお、提出された資料の修正・再提出は認めない。

(2) 低入札価格調査の基準割合

応札者の申し込みに係る価格が、10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない額であること。

(3) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、配置予定管理技術者とは別に、配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札心得第9条④の規程により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

1.7 契約書作成の要否等

要

1.8 支払条件

前払い金	選択事項	
	中間前金払	部分払
無し	無し	無し

1.9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務においては、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札参加者は、入札心得及び契約書（案）を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 落札者は、契約内容の履行を確約しなければならない。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 落札者は、提案書に記載した配置予定の管理技術者を本業務に配置すること。
- (7) 入札結果の公表
落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、発表するものとする。
- (8) 電子調達システム（GEPS）の操作及び障害発生時の問い合わせ先
全省庁共通電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス
<https://www.geps.go.jp/>
ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、6に示す担当部局に連絡すること。
- (9) 電子調達システム（GEPS）による入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって行うこと。

◎ 添付資料

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 参加表明様式 | 入札参加表明書（及び質問書） |
| ② 別添 | |
| ・ 別添 1 | 提案書作成・審査要領 |
| ・ 別添 2 | 提案書評価基準表 |
| ・ 別記様式 | 提案書作成様式 |
| ③ 入札心得 | |
| ・ 別紙 | 暴力団排除に関する誓約事項 |
| ・ 様式 1 | 入札書 |
| ・ 様式 2 | 電子入札案件の電子入札方式での参加について |
| ・ 様式 3 | 電子入札案件の紙入札方式での参加について |
| ・ 様式 4－1 | 委任状（代理人用） |
| ・ 様式 4－2 | 委任状（副代理人用） |
| ・ 様式 5 | 入札辞退届 |
| ・ 様式 6 | 質問書 |
| ④ 請負契約書（案） | |
| ⑤ 仕様書 | |
| ⑥ 積算参考資料 | |

平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務
に関する提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務の提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務評価基準表」（以下「評価基準表」）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1 仕様書2(1)の業務内容 ・平成29年度に行った調査検討 結果の再評価		以下の再評価を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。 ・廃棄物の発生推計量の算出や保管状況等の調査結果について、推計値と実績の差異、調査の結果確認された保管に係る修正点等が反映されているかなど再評価を行う。

	<p>2.2 仕様書2(2)の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出 	<p>発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出については、以下の算出や検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備工事に伴い新たに発生が見込まれる廃棄物の種類と発生推計量の算出を行う。 この際、事業の進捗状況に応じて、どのような種類の廃棄物がどの程度発生するか、段階的な発生推計量の算出を行う。 年度毎の廃棄物の発生推計量及び処理量を踏まえた保管場所の必要面積及び保管方法について検討する。
	<p>2.3 仕様書2(3)の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管方法等に係る検討 	<p>保管方法等に係る検討については、以下の調査・検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(2)で算出を行った廃棄物について、発生場所で分別・保管する方法、保管場所の仕様、維持管理方法等について具体的に検討する。 保管場所の候補地について、必要な調査及び検討を行う。
	<p>2.4 仕様書2(4)の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の保管状況の確認 	<p>廃棄物の保管状況の確認については、以下の集計、確認等を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所ごとの保管量を毎月1回程度、種類ごとに集計する。 各保管場所について以下の確認等を行う。 保管状況と保管基準の遵守について月1回程度確認する。 保管場所の放射線量について月2回程度測定を行い、記録する。 その他台風等の気象時には、現地確認を行う(5回程度を想定)。
	<p>2.5 仕様書2(5)の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理・再生利用について 	<p>廃棄物の処理・再生利用については、以下の検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の種類等に応じて分別を行った後の、各々の種類に応じた予定地内外での処理方法又は再生利用方法について検討する。 可燃物は、どのような前処理、減容化処理、灰の取扱い等を行うことが適当か検討する。 不燃物は、種類ごとに、どの程度の放射能濃度であれば再生利用が可能かについて、処理のために必要と考えられる施設の仕様も含めて検討する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・車両、機械、薬品、その他特殊なものについては、どのように処理を行うか検討する。 ・木くず、金属くず等を再生利用で処分するための適切かつ効率的な搬出方法等について検討する。
	2.6 仕様書2(6)の業務内容 ・化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討	<p>化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討については、以下の検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学工場等の解体に伴って発生する廃棄物等のうち、処理困難な廃棄物について、適正に処理・処分する具体的な方法について検討する。 ・また、残存している処理困難な廃棄物を安全に取り出す具体的な方法や、処理の実施にあわせて建物等を解体する手順、工事全体の安全管理・処理数量管理手法の検討を行う。
	2.7 仕様書2(7)の業務内容 ・工事実施に向けた留意事項の整理	<p>上記（１）～（６）で検討した処理方針に基づき処理を行うにあたって、特に留意が必要な事項について、工事の受注者に助言する内容を整理する上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p>
3 業務全体の実施フロー		業務全体の実施フローの予定をまとめること。
4. 業務の実施体制		
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等をまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	<p>業務に従事する者の類似業務（国、地方公共団体に対する廃棄物に関する調査検討業務）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。</p> <p>また、本業務に従事する配置予定管理技術者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。</p>
5 組織の実績		類似業務（国、地方公共団体に対する廃棄物に関する調査検討業務）の実績について記載すること。
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況		ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第

	<p>三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。</p>
<p>7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、平成 30 年度中間貯蔵予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を15部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

*技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

*価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

- ① 配点5点の場合、技術上の基準に基づき、優：5点、良：3点、可：1点、不可：0点の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
- ② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、

それ以外の提案書は不合格とする。

- 2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務提案書の評価基準表

(別添2)

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。(5点)	-	
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	20	5	15	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。(5点)	基本方針に創造性、確実性があるか。(優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)	
2	業務の実施方法									
	2.1	仕様書2(1)の業務内容 ・平成29年度に行った調査検討結果の再評価	以下の再評価を行う上での留意点、方法を具体的に提案すること。 ・廃棄物の発生推計量の算出や保管状況等の調査結果について、推計値と実績の差異、調査の結果確認された保管に係る修正点等が反映されているかなど再評価を行う。	必須	20	5	15	以下の再評価を行う上での留意点、方法案が具体的に記述されていること。 ・廃棄物発生推計値と実績の差異 ・調査の結果確認された保管に係る修正点等の反映について(仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)	提案された内容が、再評価を行う上で、有効かつ実現可能なものであること。(優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)	
	2.2	仕様書2(2)の業務内容 ・発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出	発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出については、以下の算出や検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。 ・整備工事に伴い新たに発生が見込まれる廃棄物の種類と発生推計量の算出を行う。 ・この際、事業の進捗状況に応じて、どのような種類の廃棄物がどの程度発生するか、段階的な発生推計量の算出を行う。 ・年度毎の廃棄物の発生推計量及び処理量を踏まえた保管場所の必要面積及び保管方法について検討する。	必須	20	5	15	以下の算出や検討を行う上での留意点、方法案が具体的に記述されていること。 ・新たに発生が見込まれる廃棄物の種類と発生推計量の算出 ・どのような種類の廃棄物がどの程度発生するか、段階的な発生推計量の算出 ・年度毎の廃棄物の発生推計量及び処理量を踏まえた保管場所の必要面積及び保管方法についての検討(仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)	提案された内容が、廃棄物の発生推計量の算出、保管方法の検討を行う上で、有効かつ実現可能なものであること。(優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)	
	2.3	仕様書2(3)の業務内容 ・保管方法等に係る検討	保管方法等に係る検討については、以下の調査・検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。 ・上記(2)で算出を行った廃棄物について、発生場所で分別・保管する方法、保管場所の仕様、維持管理方法等について具体的に検討する。 ・保管場所の候補地について、必要な調査及び検討を行う。	必須	20	5	15	以下の調査・検討を行う上での留意点、方法案が具体的に記述されていること。 ・発生場所で分別・保管する方法、保管場所の仕様、維持管理方法等についての検討 ・保管場所の候補地についての必要な調査及び検討(仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)	提案された内容が、保管方法等の検討を行う上で、有効かつ実現可能なものであること。(優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)	

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
		2.4仕様書2(4)の業務内容 ・廃棄物の保管状況の確認	<p>廃棄物の保管状況の確認については、以下の集計、確認等を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所ごとの保管量を毎月1回程度、種類ごとに集計する。 ・各保管場所について以下の確認等を行う。 ・保管状況と保管基準の遵守について月1回程度確認する。 ・保管場所の放射線量について月2回程度測定を行い、記録する。 ・その他台風等の気象時には、現地確認を行う(5回程度を想定)。 	必須	20	5	15	<p>以下の集計、確認等を行う上での留意点、方法案が具体的に記述されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所ごとの保管量を毎月1回程度、種類ごとに集計 ・各保管場所について以下の確認等を行う。 ・保管状況と保管基準の遵守について月1回程度の確認 ・保管場所の放射線量について月2回程度の測定、記録 ・その他台風等の気象時の現地確認(5回程度を想定) <p>(仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)</p>	<p>提案された内容が、業務遂行の上で、有効かつ実現可能なものであること。 (優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)</p>	
		2.5仕様書2(5)の業務内容 ・廃棄物の処理・再利用について	<p>廃棄物の処理・再生利用については、以下の検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類等に応じて分別を行った後の、各々の種類に応じた予定地内外での処理方法又は再生利用方法について検討する。 ・可燃物は、どのような前処理、減容化処理、灰の取扱い等を行うことが適当か検討する。 ・不燃物は、種類ごとに、どの程度の放射能濃度であれば再生利用が可能かについて、処理のために必要と考えられる施設の仕様も含めて検討する。 ・車両、機械、薬品、その他特殊なものについては、どのように処理を行うか検討する。 ・木くず、金属くず等を再生利用で処分するための適切かつ効率的な搬出方法等について検討する。 	必須	20	5	15	<p>以下の検討を行う上での留意点、方法案が具体的に記述されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別後の種類に応じた予定地内外での処理方法又は再生利用方法についての検討 ・可燃物の前処理、減容化処理、灰の取扱い等の検討 ・不燃物の放射能濃度を踏まえた再生利用の可能性について、必要とする処理施設の仕様も含めての検討 ・車両、機械、薬品、その他特殊なものについての処理方法の検討 ・木くず、金属くず等を再生利用するための適切かつ効率的な搬出方法等についての検討 <p>(仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)</p>	<p>提案された内容が、処理・再利用方法の検討を行う上で、有効かつ実現可能なものであること。 (優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)</p>	

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
	2.6	仕様書2(6)の業務内容 ・化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討	化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討については、以下の検討を行う上での留意点、方法案を具体的に提案すること。 ・化学工場等の解体に伴って発生する廃棄物等のうち、処理困難な廃棄物について、適正に処理・処分する具体的な方法について検討する。 ・また、残存している処理困難な廃棄物を安全に取り出す具体的な方法や、処理の実施にあわせて建物等を解体する手順、工事全体の安全管理・処理数量管理手法の検討を行う。	必須	20	5	15	以下の検討を行う上での留意点、方法案が具体的に記述されていること。 ・化学工場等の解体に伴って発生する処理困難な廃棄物を適正に処理・処分する具体的な方法についての検討 ・残存している処理困難な廃棄物を安全に取り出す具体的な方法や、処理の実施にあわせて建物等を解体する手順、工事全体の安全管理・処理数量管理手法の検討 (仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)	提案された内容が、処理困難廃棄物の処理方法の検討を行う上で、有効かつ実現可能なものであること。 (優:15点、良:9点、可:3点、加点しない:0点)	
	2.7	仕様書2(7)の業務内容 ・工事実施に向けた留意事項の整理	上記(1)～(6)で検討した処理方針に基づき処理を行うにあたって、特に留意が必要な事項について、工事の受注者に助言する内容を整理する上での留意点、方法案を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	(1)～(6)について、工事の受注者に助言する内容の整理上の留意点について、記述されていること。 (仕様書の業務内容に対して具体的な実施方法を欠くような提案は評価しない) 必須項目:(5点)	提案された内容が、求める趣旨に適合したものであり、有効かつ実現可能なものであること。 (優:5点、良:3点、可:1点、加点しない:0点)	
3	業務全体のフロー		業務全体の実施フローの予定をまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定であること(5点)	作業進行予定が効率的で確実性があるか。(優:5点、良:3点、可:1点、加点しない:0点)	
4	業務の実施体制									
	4.1	執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等をまとめること。	必須	10	5	5	業務に従事する者の役割分担、数、内・外部の協力体制等が詳細かつ具体的に記述されていること。 必須項目(5点)	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。 (優:5点、良:3点、可:1点、加点しない:0点)	
	4.2	従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(国、地方公共団体に対する廃棄物に関する調査検討業務)の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する配置予定管理技術者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	必須	10	5	5	業務に従事する者の類似業務に係る実務経験及び有効な資格が具体的に記載されていること。 (必須:5点)	従事者に、本業務に係る資格があるか。「3個以上で優」「2個で良」「1個で可」「0個で0点」とする。対象となる資格:1級土木施工管理技士、技術士(衛生工学、応用理学)、土地汚染調査技術管理者、土地環境保全士、地質調査技士 (優:5点、良:3点、可:1点、加点しない:0点)	

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
5	組織の実績		類似業務(国、地方公共団体に対する廃棄物に関する調査検討業務)の実績について記載すること。	任意	5	-	5	-	過去に類似業務の実績が2業務以上ある場合は:5点。実績が1業務以下の場合には:0点。	
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況		ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。	任意	5	-	5	-	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点(5点)。	
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	
				技術点小計	200	60	140			加点合計
				価格点	100					基礎点
				総計	300					価格点
									総合評価点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、優:5点、良:3点、可:1点、不可:0点-の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

入札心得

(目的)

第1条 福島地方環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の入札の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官(環境省会計事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第2条及び環境省所管会計事務取扱規則(平成13年1月6日環境省訓令第22号)第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(様式1)により作成し、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによ

る入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て又は支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式3により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。
- 4 第3項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 9 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることはできない。
- 10 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式5）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - ③ 電子調達システムにあつては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及びその他の条件又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及びその他の条件を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及びその他の条件を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札時刻に遅れてした入札
- ⑩ 工事費内訳書の提出が義務付けられている工事において、入札時に工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき

者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年1月6日環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第三号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、提出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

二 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

① 債権者は支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。

② 保証人の記名押印があること。

③ 公共工事前保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

④ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。

⑤ 保証期間は工期を含むものとする。

2 前項の保証に係る保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上（政府調達案件の場合10分の3以上）としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第一号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（政府調達案件の場合10分の3以上）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(開札)

第14条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び時刻に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が

立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち会わせて行うものとする。

(その他の事項)

第15条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、環境省側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

カ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 2 号イからフまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書

支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 土居 健太郎（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）と「平成 年度 業務」
（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額の108分の8を乗じて得た額とする。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成 年 月 日（ ）

納入場所 仕様書のとおり

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

（契約金額の支払い）

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下

「約定期間」という。)に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経

過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
氏名 支出負担行為担当官
福島地方環境事務所長 土居 健太郎

乙 住所
氏名

下欄：採用された技術提案